

放射性同位元素の使用施設等の事故・故障等に係る事象の
国際原子力事象評価尺度（ I N E S ）の運用について（案）

平成 1 9 年 5 月 2 8 日
原子力安全課
放射線規制室

1 . 概要

1 9 9 2 年に国際原子力機関（ I A E A ）及び経済協力開発機構原子力機関（ O E C D / N E A ）において策定された国際原子力事象評価尺度（ I N E S : International Nuclear Event Scale ）ユーザズ・マニュアルについて、2 0 0 4 年に放射線源及び輸送における事故の I N E S 評価に関する追加ガイダンスの試行が開始され、2 0 0 6 年に追加ガイダンス改訂版が合意されたところである。

文部科学省においては、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」の規制を受ける施設及び放射性同位元素等の輸送の事故・故障等について、以下のとおり、I N E S を運用することとする。

2 . 運用方法等

（ 1 ）適用範囲

I N E S の運用は、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」の規制を受ける施設（放射性同位元素又は放射線発生装置の使用施設、放射性同位元素を貯蔵する施設等）及び放射性同位元素等の輸送に関する事故・故障等の事象に適用する。

（ 2 ） I N E S 評価ワーキンググループの設置

放射線安全規制検討会の下に放射性同位元素の使用施設等に係る I N E S 評価ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。ワーキンググループは、放射線規制室が法令報告事象について暫定的に評価した I N E S のレベル（以下「 I N E S 暫定値」という。）の妥当性について検討を行う。

放射線規制室は、 I N E S 評価ワーキンググループの検討結果を参考にし、 I N E S のレベルの正式な値（以下「 I N E S 正式値」という。）を確定する。

なお、法令報告事象があった場合、原則として半年に 1 回開催する。ただし、必要な場合は臨時に開催することができることとする。

（ 3 ）事故・故障等に係るプレス発表等

事業者により第一報を受けた放射線規制室は、速やかに I N E S 暫定値の検討を行い、その結果を事故・故障等に係る事象のプレス発表文に含めて公表する。

I N E S 正式値を確定した際には文部科学省のホームページにて公表する。

(4) I A E A への連絡 (別表のレベル 2 以上の場合)

I N E S 暫定値がレベル 2 以上に分類された事象又は事象発生国以外の公衆の関心が高く報道関係者への情報提供が要求される事象については、当該 I N E S 暫定値を I A E A に報告する。

事象の原因が明らかになった時点で、放射線規制室は I N E S 正式値の確定を行う。確定した I N E S 正式値を公表するとともに、I A E A に報告する。

以上

(別表)

評価基準の一例【計画外被ばくに基づく評価】



被ばくレベル	最小評価	人数	実際の評価
致死の発生又はその可能性	4	数十人以上	6
		数人	5
		数人未満	4
数 Gy/Sv オーダーの被ばく	4	100人超	6
		10人超	5
		10人未満	4
致死的でない影響の発生又はその可能性	3	数十人以上	5
		数人	4
		数人未満	3
数百 mSv オーダーの被ばく	3	100人超	5
		10人超	4
		10人未満	3
従業者の法定年間限度を超える被ばく又は公衆の10mSvを超える被ばく	2	100人超	4
		10人超	3
		10人未満	2
従業者の線量拘束値を超える被ばく/公衆の法定年間限度を超える被ばく	1	100人超	3
		10人超	2
		10人未満	1